

埼玉県産業労働部大企業等倒産関係対策本部設置要綱

1 目的

本県産業や雇用に多大な影響を与えるおそれのある、大企業等の倒産が発生した場合、県内中小企業者や従業員へ及ぼす影響に鑑み、迅速かつ適切に対応を図るため、「埼玉県産業労働部大企業等倒産関係対策本部」（以下、「対策本部」という。）を設置する。

2 構成

(1) 対策本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長（統括）	－	産業労働部長
副本部長（統括補佐）	－	産業労働部産業政策局長、地域経済・観光局長及び雇用労働局長
本部員	－	産業労働政策課長
〃	－	商業・サービス産業支援課長
〃	－	産業支援課長
〃	－	金融課長
〃	－	就業支援課長
〃	－	産業労働政策課調整幹

(2) 事案により本部員を追加することができる。

3 会議等

(1) 対策本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

(2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。

4 業務

- (1) 本部内の連絡・調整
- (2) 情報収集・伝達の一元化
- (3) 対応策の決定及びその指示
- (4) 関係機関との連絡・調整

5 運営

(1) 本部の庶務は、産業労働政策課において処理する。

(2) 本部の運営に当たっては、次の担当を設置し、各業務を遂行する。

ア 連絡調整担当

本部内の連絡調整のため、情報の収集・伝達を一元化する。

ホームページを開設し、管理を行う。

イ 報道担当

記者会見の設定、個別取材申込み等調整、各種報道情報の収集

ウ 議会担当

正副議長、各会派団長（代表）、産業労働企業委員会委員等への報告

エ 相談担当

相談窓口担当、電話対応担当

(3) 各担当の構成員は、本部員の所属における担当職員とする。

6 その他

この要綱に定めるものの他、この要綱の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。